

総合地球環境学研究所施設整備事業

要求水準書（案）

平成14年9月20日

総合地球環境学研究所

総合地球環境学研究所施設整備事業

要求水準書（案）

目 次

本要求水準書（案）の位置付け.....	2
. 総合地球環境学研究所の概要.....	2
1 . 施設の設置目的.....	2
2 . 施設の特徴.....	2
. 施設の設計及び建設に関する要求水準.....	4
1 . 一般事項.....	4
2 . 遵守すべき法規制等.....	4
3 . 適用基準等.....	4
4 . 敷地条件.....	5
5 . 施設概要.....	5
6 . 設計要求水準.....	6
7 . 各エリアの要求水準.....	16
8 . 設計及び施工に関する要求事項.....	32
. 維持管理業務に関する要求水準.....	34
1 . 目的.....	34
2 . 一般事項.....	34
3 . 建物保守管理業務.....	35
4 . 設備保守管理業務.....	37
5 . 清掃業務.....	38
6 . 植栽・外構維持管理業務.....	40
7 . 警備業務.....	41
8 . 廃棄物処理業務.....	42

別添資料

【資料1】事業計画地位置図、敷地図

【資料2】地盤調査資料

本要求水準書（案）の位置付け

この要求水準書（案）は、「総合地球環境学研究所」（以下「本研究所」という）の整備等に関して、施設の空間機能要件、設備の機能要件、維持管理に関する要件について、本研究所が要求する一定の水準を示すものである。

．総合地球環境学研究所の概要

1．施設の設置目的

地球環境問題の解決及び本質把握に不可欠な「人間と自然系の相互作用環」の解明及びその克服につながる「未来可能性」を実現する道筋の探求に関する研究を行うとともに、これらの成果を広く発信することにより、この問題の対応策に関連する学問的基盤形成に資するため、「地球環境学に関する総合研究」を行うことを目的とします。

2．施設の特徴

【総合性】地球環境問題の解決を目指した総合的な研究の展開

近年、地球環境問題の解決をめざした研究はさまざまな形で世界的にすすめられてきましたが、今や新しい方向に転換せざるをえない状況にいたっています。これからの人の生き方（ライフスタイル）はどのようなものでありうるのか、あるべきなのか。熱帯林はどのぐらいの大きさ（面積）で残す必要があるのか。

このような社会的ニーズの高い素朴な疑問に答えるためには、いわゆる自然科学、人文・社会の諸学、工学、農学、医学などの異なる分野が一堂に会した総合的な、新しいアプローチをすることが必要です。

地球研では、既存の学問分野、領域で研究活動を区分せず、「研究プロジェクト方式」をとって、真に分野横断的という意味での総合的な研究を展開します。

【流動性】流動性の高い研究組織の実現

幅広い学問分野を横断する総合的アプローチで研究を進めていくには、研究組織の流動性を高めることがきわめて重要です。

地球研では、「研究プロジェクト方式」に対応して、できるだけ流動性の高い研究組織を具体化しようとしています。

【国際性】国際的に通用する研究運営体制の整備

地球環境問題の解決に向けた研究の分野横断的、総合的アプローチを実現するには、国際的な視野をもった研究体制をとることも欠かせません。地球研では、研究プロジェクトを実施するにあたり、日本国内だけでなく国外の研究機関とも強力な連携をはかり、また、海外拠点における研究プロジェクトを積極的に推進し、国際的な研究プロジェクトの企画や運営にも参画します。また、多くの外国人客員教官や研究員を構成員に加えた研究体制をとっていきます。

【中枢性】リーダーシップの発揮

このような流動的な研究体制で、総合的な研究をおこなっていくには、強力なリーダーシップが必要です。地球研では、関連研究機関 / 研究者の支援のもとに、専任教官が中心となって研究プロジェクトを企画・実施するなど、研究所として積極的なリーダーシップを発揮します。

．施設の設計及び建設に関する要求水準

1．一般事項

本「要求水準書」に示された要求事項に沿って施設の設計、建設、及びその他の下記関連業務（以下「本業務」という）を行う。

施設の設計

- ・基本設計
- ・実施設計
- ・工事開始までに必要な関連手続き（各種申請業務等）

施設の建設

- ・敷地造成
- ・建設工事
- ・工事監理
- ・施設運用開始までに必要な関連手続き（各種申請業務等）

施設の維持管理

2．遵守すべき法規制等

本業務の実施に当たっては、次の関係法令等を遵守すること。

- ・建築基準法
- ・都市計画法
- ・消防法
- ・国有財産法
- ・高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律（ハートビル法）
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・その他関係法令等

上記に関するすべての関連施行令・規則等についても含むものとし、また本業務を行うにあたり必要とされるその他の条例及び関係法令等についても遵守のこと。

3．適用基準等

本業務を行うにあたっては、基本的に下記基準類の最新版を標準仕様として適用するものとする。

- ・文部科学省建築工事標準仕様書
- ・学校建築構造設計指針・同解説

- ・文部科学省電気設備工事標準仕様書
- ・文部科学省電気設備工事標準図集
- ・文部科学省機械設備工事標準仕様書
- ・文部科学省機械設備工事標準図集
- ・建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省住宅局建築指導課監修）
- ・文部科学省土木工事標準仕様書
- ・建設省制定土木構造物標準設計(1)(2)（国土交通省監修）
- ・建築保全業務共通仕様書（建設大臣官房官庁営繕部監修）
- ・文部科学省保全業務仕様書

4. 敷地条件

本研究所在立地する敷地の主な前提条件は次の通り。

位置	京都市北区上賀茂本山（別添【資料1】位置図参照）
敷地面積	31,354 m ²
敷地隣接道路	幅員約14.0 mの都市計画道路（府道幡枝葵森線）が敷地北東側に整備される予定
区域	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域（市街化調整区域） ・用途地域指定なし ・防火指定なし ・第1種風致地区（京都市風致地区条例による） ・第1種自然風景保全地区（京都市自然風景保全条例による）
建ぺい率	20 %（京都市風致地区条例による）
容積率	400 %
緑化率	京都市風致地区条例及び京都市自然風景保全条例に定める緑地率を満たすこと
インフラ整備状況（北東側道路より引込み可能な容量）	
・電気	高圧電力引込 6600 V（2000 k w未満）
・ガス	都市ガス 200 以下
・上水道	市水 200 以下
・下水道	公共下水道（分流式） 200 以下
・電話通信回線	引込可能
・CATV	引込可能
地盤状況	参考資料として敷地の地盤調査資料【資料2】を添付する
埋蔵文化財関連	本敷地は、埋蔵文化財包蔵地の範囲外である

上記事項において、敷地に関する規制内容やインフラ整備状況については、応募者にて各管理者に適宜確認を行うこと。

5. 施設概要

規模

本事業により設置される施設（以下「本施設」という）の規模は、延べ面積12,500㎡程度とし、その内訳は次の通りとする。

(1) 総合研究棟等施設（研究、管理施設） 11,500㎡程度

(2) 宿泊施設 1,000㎡程度

なお、両施設は機能的に分節することが可能であると考えられることから、別棟形式として敷地内に配置するものとする。

構成

本施設の内容及び構成は次のとおりとする。

(1) 総合研究棟等施設

(ア) 研究関係施設

研究所の中核となる施設で、組織的な集中化と研究の総合化を目指す研究スペース

< 主な諸室構成 >

プロジェクト研究室、インキュベーション研究室、機器分析室（1～4）、化学分析室（1、2）、生物実験室、試料処理室、顕微鏡室、試薬保管室、培養室、セミナー室、調査準備室、調査準備スペース、ボンベ庫、危険物保管庫、廃棄物保管庫、倉庫 等

(イ) 研究推進センター関係施設

研究に必要な情報機能、観測調査・分析支援、発信機能を備えた施設

< 主な諸室構成 >

教官等研究室、観測分析室、研究情報処理室、サーバー室 等

(ウ) 研究協力・支援関係施設

学術講演会、国際会議、研究集会等の開催及び文献資料等の保管、閲覧のための施設

< 主な諸室構成 >

講演室、図書閲覧室、書庫、図書資料室、標本等試料保管室、展示スペース 等

(エ) 管理関係施設

研究所の事務管理部門のほか、福利厚生等のための施設

< 主な諸室構成 >

所長室、管理部長室、事務室、男子・女子更衣室、男子・女子休憩室、印刷室、倉庫、大会議室、小会議室、食堂・談話スペース、警備員室、電気室、機械室 等

(2) 宿泊施設

研究プロジェクトに参画する研究者及び外国人来訪者等の宿泊施設

< 主な諸室構成 >

単身室、夫婦室、家族室、共用スペース 等

(3) 外構施設

構内道路、駐車場・駐輪場、多目的運動施設、ごみ置き場、囲障、門扉、擁壁、植栽 等

6. 設計要求水準

基本コンセプト

(1) 自然環境に配慮した施設づくり

現状の敷地形状をできるだけ活かし、自然と調和する建物を目指す。また、省エネルギー対策を十分に検討し、地球環境に有益なものは可能な限り採用する。

(2) 景観に配慮した施設づくり

周辺景観に調和し、自然環境に溶け込むような趣のある施設とする。また、現状の景観をできるだけ保存し、積極的に緑化を推進する。

(3) 地球環境学研究に適した施設づくり

できる限りオープンな施設づくりを目指し、用途・目的にあわせて変更でき、多目的に利用可能な施設とする。また、絶えず最先端の研究環境が提供できる施設を目指す。

(4) 安全で快適な施設づくり

火災や自然災害に対し、十分な安全性が確保できる構造と設備を採用する。また、各種の実験等に伴う危険物の取り扱い留意した施設を目指す。

(5) 親しみやすい施設づくり

広く社会に開かれた親しみやすい、人に優しい施設を実現する。

地球環境保護への配慮

(1) 本施設の設計・建設及び維持管理の計画及び実施においては、「省エネルギー法」に示されたエネルギー使用の効率に関する基準を積極的に参照することをはじめ、建物のライフサイクル全体での省エネルギー及び省資源化に努めるなど、地球環境保護への配慮を示すこと。

(2) 本件事業は、法規制に伴う環境アセスメントの対象ではないが、約3haある敷地全体について、現況及び事業期間中の自然環境をできるだけ把握し、環境の維持を図るための努力を行うこと。

施設の耐用期間

(1) 予算の効率的な活用と上記(1)に配慮し、長期間使用可能な施設の整備を目指すこと。また、事業期間外の適切な時期に国が行う大規模改修等を考慮の上、施設の整備に努めること。

(2) 個々の部位、部材、設備、部品等の耐用年数については特に定めないが、事業者は少なくとも上記(1)に示された内容を考慮し、施設の各部について合理的な長期修繕計画を立て、それに基づく材料の選択、施設の設計、及び事業期間にわたる施設保全を行うこと。

変化に対する対応性の確保

本施設について事業期間中の基本的な用途の変更等は想定していないが、将来的なニーズの質・量の変化をある程度予測して、建物及びその構成要素の機能的柔軟性の確保に努めること。

土地利用に関する基本的要件

(1) 斜面地である敷地の現況を十分に把握し、構内道路や建物の地盤整備等、現状の地盤レ

ベルを極力活かした設定及び計画とする。

- (2) 敷地の西側（山側）に広がる現状の緑地は、できるだけ手を加えないものとし、保存緑地として緑豊かな環境の保全に努めるものとする。
- (3) 施設へのアプローチ手段となる構内道路は、北東側に整備される予定の都市計画道路（幅員約14m）からスムーズにアクセスできるよう計画する。
- (4) 構内道路は、現存する敷地内通路の平面形状をできるだけ踏襲し、現況敷地内形状の改変を極力少なくすると同時に、その有効活用を図るものとする。
- (5) 建物は、できるだけ緩やかな傾斜地を利用して配置するものとし、大規模な造成工事が発生しないよう配慮するとともに、斜面地に沿った建物景観の形成に努めるものとする。
- (6) 現況の敷地における雨水等の排水機能を損なわいよう工夫し、周辺の農地に対する水枯れ、雨水及び土砂流入などの発生がないよう配慮すること。

建築計画における基本的要件

(1) 平面・動線計画

- ・各部門及び所要室の特性を十分に把握し、機能性を重視した利便性のある平面計画とすること。
- ・廊下や階段など、複雑な形状・位置をなるべく避け、分かりやすく明快な平面構成とすること。
- ・フロア案内や室名サインなどを見やすい位置に適切に設置し、円滑な移動を促すよう配慮すること。
- ・建物内は基本的に分煙とし、喫煙場所を設ける等の配慮を行うこと。
- ・運用管理・警備等がしやすい動線計画やエリアの配置計画を行うこと。

(ア) 総合研究棟等施設

- ・研究者及び職員が効率的に施設内を移動できるような動線を確保する（各施設の構成イメージについては、【別図1】参照）。
- ・プロジェクト研究室やインキュベーション研究室等の研究居室については、パーティション等によりつながりのあるオープンな空間とする。また、配置により異なるフロア間で構成される場合でも、吹抜けを設けるなど上下階のつながりも意識した計画とする。
- ・異なる分野の研究者が、研究所内のあらゆる場所で日常的に交流が図れるように、談話コーナーや休憩ラウンジ等、研究者のリフレッシュ及び情報交換の場を適宜設けること。
- ・実験、分析関係の諸室については、できるだけ同一フロアにゾーニングするとともに、各種機器や試料等の搬出入を考慮した平面配置とすること。
- ・書庫や保管庫等、荷重条件の厳しい室については、なるべく下階に配置するなどの配慮を行うこと。

(イ) 宿泊施設

- ・宿泊室と共用スペースの混在を避け、プライベート、パブリック空間の両立を図るとともに、居心地の良い空間づくりに配慮すること。

(2) 断面計画

- ・周辺の景観と調和するよう、上階をセットバックさせるなど、圧迫感を抑えた建物ボリュームの形成に努めること。
- ・風致地区条例に定められた建物高さを満足した上で、機能性を考慮した階層構成とするとともに、無理のない設備配管や更新に備えた階高設定とすること。
- ・自然光や自然通風をできるだけ確保するとともに、閉塞感のない開放的な断面構成に努めること。

(3) 内装計画

- ・仕上材については、各エリアの用途及び使用頻度、並びに各部位の特性を把握した上で、最適の組み合わせを選ぶよう努めること。
- ・仕上材は各室の機能を満足させるとともに、メンテナンス等維持管理面に配慮した選定を行うこと。
- ・使用する材料は、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質を含むものを極力避けるとともに、改修時・解体時における環境汚染に配慮すること。
- ・内装仕上の色彩については、研究活動に相応しい、清潔感のある落ち着いた色彩環境の創造に努めること。

(4) 外装計画

- ・外観デザインについては、風致地区の景観に相応しい形態とし、周辺環境との調和を図るよう努めること。
- ・外部仕上については、風致地区の景観に相応しい材料を選定するとともに、メンテナンス等維持管理面に配慮した材料選定を行うこと。
- ・外観の色彩については、風致地区の景観に適した色彩とするとともに、施設の主旨に沿った、自然で落ち着いた色合いで構成させること。

構造計画における基本的要件

- ・主たる建物は、鉄筋コンクリート造を基本構造とする。
- ・建物は、地震等に対する保有耐力を充分に見込み、大地震動後も構造体の大きな補修を行うことなく建物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保を図るものとする。
- ・建物の基礎については、敷地や地盤の状況を充分に把握した上で、安全かつ経済性に配慮した計画を行うこと。

設備計画における基本的要件

- ・将来的な変化や発展性などを考慮し、更新性に配慮した設備計画とする。
- ・設備システムについては、外部熱負荷の積極的な低減や、エネルギー・資源の有効利用により適正な機器能力を選定し、運転制御やメンテナンスが容易でシンプルな構成とすること。
- ・各種機器の寿命や騒音、景観への配慮から、各種設備機器は可能な限り屋内に設置するものとする。
- ・風水害や落雷、断水、停電、火災等の災害対策を考慮した設備計画とする。
- ・各種設備や防災関係の自動監視は集中化を図り、一元管理により省人力化を図るシステム

とする。

- ・ 主要な機器の納まる電気室および機械室については、直上階に便所等の水廻りスペースがないよう、平面配置に留意すること。
- ・ 各種機器や配管・ダクト類については、地震時の転倒防止、防振等に配慮し、適切な耐震措置を施すこと。

(1) 電気設備

(ア) 受変電設備

- ・ 受電方式は高圧受電（関西電力：6,600V）とする。

(イ) 動力設備

- ・ 各空調機、ポンプ類等動力機器の制御盤の設置、配管配線及び幹線配管配線等を行う。

(ロ) 施設全体の電力容量及び特殊負荷への対応

- ・ 実験設備、電灯設備、動力設備等施設全体の電力容量を確保するとともに、将来の研究機器等の特殊負荷に耐えうるような性能向上のための工事（別途工事）に必要な配管・配線スペース、電源容量を全体として確保しておくものとする。

(ハ) 照明設備

- ・ 各室、共用部に設ける照明器具（ちらつきやグレアのない器具）、コンセント等の配線工事及び幹線配線工事を行う。
- ・ 非常照明、誘導灯（バッテリー内蔵型）を関連法規に基づき設置する。

(ニ) 構内電話・情報設備

- ・ 構内電話交換設備と構内LAN設備を設置する。
- ・ 幹線布設用ケーブルラック及び配管、端子盤などを設置する。
- ・ ラック幅や配管数は、別途導入機器に対応できるルートと容量を確保する。また、将来回線の増幅にも対処可能なものとする。
- ・ ケーブル処理は全て端子盤及びパッチパネルなどを介して行う。

< 予定する対応機器の水準 >

- ・ 電子交換機：ダイヤルイン回線と構内PHS方式の併用とする。
- ・ LAN：基幹バックボーンは、10ギガイーサネット幹線（光FBシングルモード）による2重化構成で、センターでの集中ルーティングとし、フロアLANはフロアスイッチとエッジスイッチ間において経路2重化構成による1ギガ及びサブ100Mbpsのトラフィック構成とする。また、UPSの設置による信頼性の確保及び全てのネットワークを一元運用管理とする。
なお、無線LANシステムの普及を考慮し、上記有線LANとの併用システムの導入についても視野に入れるものとする。

(ホ) テレビ共同受信設備

- ・ UHF、VHF、FM、AM、BS、CSの各種テレビ・ラジオアンテナを設置するものとし、将来のデジタル化に対応可能なものとする。

(ヘ) テレビ電波障害対策

- ・ 事前にテレビ電波障害調査を実施する。
- ・ 本施設建設に伴い、近隣にテレビ電波障害が発生した場合は、本事業によりテレビ電波障害防除施設を設ける。

(ケ) 放送設備

- ・消防法に定める非常放送及び業務放送兼用設備とし設置する。
- ・スピーカーは天井埋め込み型を基本とする。
- ・スピーカーを設置する諸室には音量調整器を設け、個別の音量調整が可能な計画とすること。

(ク) 無停電電源装置等

- ・情報設備の停電時保障用として、無停電電源装置等を設ける。
- ・無停電電源装置への電源供給は、単独系統とし、信頼性を確保すること。
- ・無停電電源装置については、設置機器容量及び将来予備を考慮の上、15分程度の容量を確保する。また、非常用発電機は8時間以上の運転を可能とし、非常用負荷及びネットワーク機器の安定的運用を確保できるものとする。

(カ) 防災設備

- ・建築基準法、消防法に定める防災設備を設置し、地震や火災時の人命及び設備の保安を確保するものとする。

(キ) セキュリティ設備

- ・研究所における一般的入退出、防災、防犯（破壊・盗難）、安全、環境保全の観点から、建物自体が24時間休みなく安全に稼働できるようなセキュリティシステムを構築する。
- ・各エリアの入退室コントロール及びチェック機能を設け、集中管理できるシステムとする。また、各エリアごとの要求水準に示す通り、指定された室についてはIDカードを利用した入退室管理方式を採用する。

(2) 機械設備における基本的要件

(ア) 給排水・衛生設備

- ・給水設備については、各施設の規模等に応じて適切な方式を選択すること（実験・分析室関係で必要なユーティリティの種類については、【別表1】参照）。
- ・雨水や排水を再利用するなど、水資源の有効活用を積極的に行うこと。
- ・排水設備について、雨水、生活排水及び実験系排水の性質ごとにシステムを区分し、必要に応じて適切な処理及び排出を行うこと。実験系排水については、PH調整槽及び自動調整設備を設け、中和処理を行うものとする。
- ・給湯における局所式及び中央式の選択については、室の利用形態に応じて適切に行うこと。
- ・大小便器、洗面器、手洗い器等の衛生器具設備については、人員規模に応じた適切な数とするとともに、使い勝手や清掃メンテナンスに配慮した器具の選定を行うこと。
- ・ガスの種類は都市ガスとし、ガス漏れ警報器、緊急遮断弁等の設置を行い安全性を高めること。また、ガス漏れ等の緊急時には、警備員室で防災管理できるよう配慮する。

(イ) 消火設備

- ・消防法に定める適切な消火設備を設置し、火災時の初期消火等に努めるものとする。

(ウ) 空調設備

- ・オゾン層の破壊防止、地球温暖化防止のため、新冷媒を使用するシステムとする。

- ・各施設の規模、用途に応じて、最適な空調方式を選定するとともに、できるだけ自然エネルギーを活用することで、環境負荷の軽減に努めるものとする。
- ・換気設備について、特に実験・分析室においては、単独排気装置により、室内給排気量バランスを適正に保つための工夫を行う。
- ・各エリア、室ごとに温度調節や運転制御が可能な計画とする。

(I) 昇降機設備

- ・身障者、高齢者等の利用を考慮し、昇降機を設置すること。
- ・昇降機は、動線や規模に応じて、適切な位置及び数を配置すること。

(オ) その他

- ・本件事業により、既存の土地の開発による調整池に値する機能が必要となる場合は、関係官庁との協議により適切な計画を盛り込むものとする。なお、開発エリアや規模ができるだけ小範囲になるよう配慮すること（例：研究施設に雨水流出抑制機能を有した地下ピットを設ける等）。

外構計画における基本的要件

(1) 建物周辺部

- ・建物の正面出入口には車寄せを設け、車からの乗降の際に人や荷物が濡れずに建物に入館できるようにすること。
- ・人の出入口や機器等の搬出入口廻りは、出入に支障のないよう段差の解消に努めること。
- ・自然との調和や快適な室内外環境の創造を目指し、建物の機能に支障のない範囲で、緑化や修景等の配慮を行うこと。

(2) 構内道路

- ・構内道路は、車両の通行に支障のない幅とするとともに、路面の仕上については、自然景観や環境の保全に配慮した材料の選定等を行う。
- ・機器や試料等の搬出入に際し、実験・分析エリアに対し車両が寄り付けるためのサービス動線を適宜確保すること。
- ・道路の周辺には、外灯を適切な間隔で設置し、自動・時間点滅が可能な方式とする。

(3) 駐車場

- ・駐車場は、本施設の設立主旨を考慮し、大規模な駐車場は設けず、極力目立たない配置とする。
- ・駐車場の規模の目安として、総合研究棟等施設の正面出入口付近に来客用として10台分、及び宿泊施設用に10台分を確保し、構内道路際等敷地内の有効な位置に30台程度を適宜分散配置させるものとし、本施設全体で50台程度のスペースを確保する。
- ・駐車スペースの路面は、自然景観や環境の保全に配慮した材料の選定を行う。

(4) 駐輪場

- ・自転車やミニバイク等のアクセスを考慮し、20台程度の駐輪スペースを確保すること。
- ・駐輪場は総合研究棟等施設の正面出入口付近に設置し、雨対策を行うこと。

(5) 多目的運動施設

- ・所員や外部からの長期滞在者がリフレッシュのためオフタイムに利用できるような、広場を確保する。

- ・規模は、テニスやキャッチボールなどが行える程度のものとし、敷地内スペースを有効に活用した上で、景観への配慮を行う。

(6) ごみ置き場

- ・建物から発生するごみについて、分別した上で仮置きできるスペースを設置する。
- ・建物に近接した場所で、なるべく目立たない位置とし、管理動線上支障のない位置とする。
- ・ごみ置場は雨風によりごみ袋等が散乱しないよう、適切な処置を施すこと。

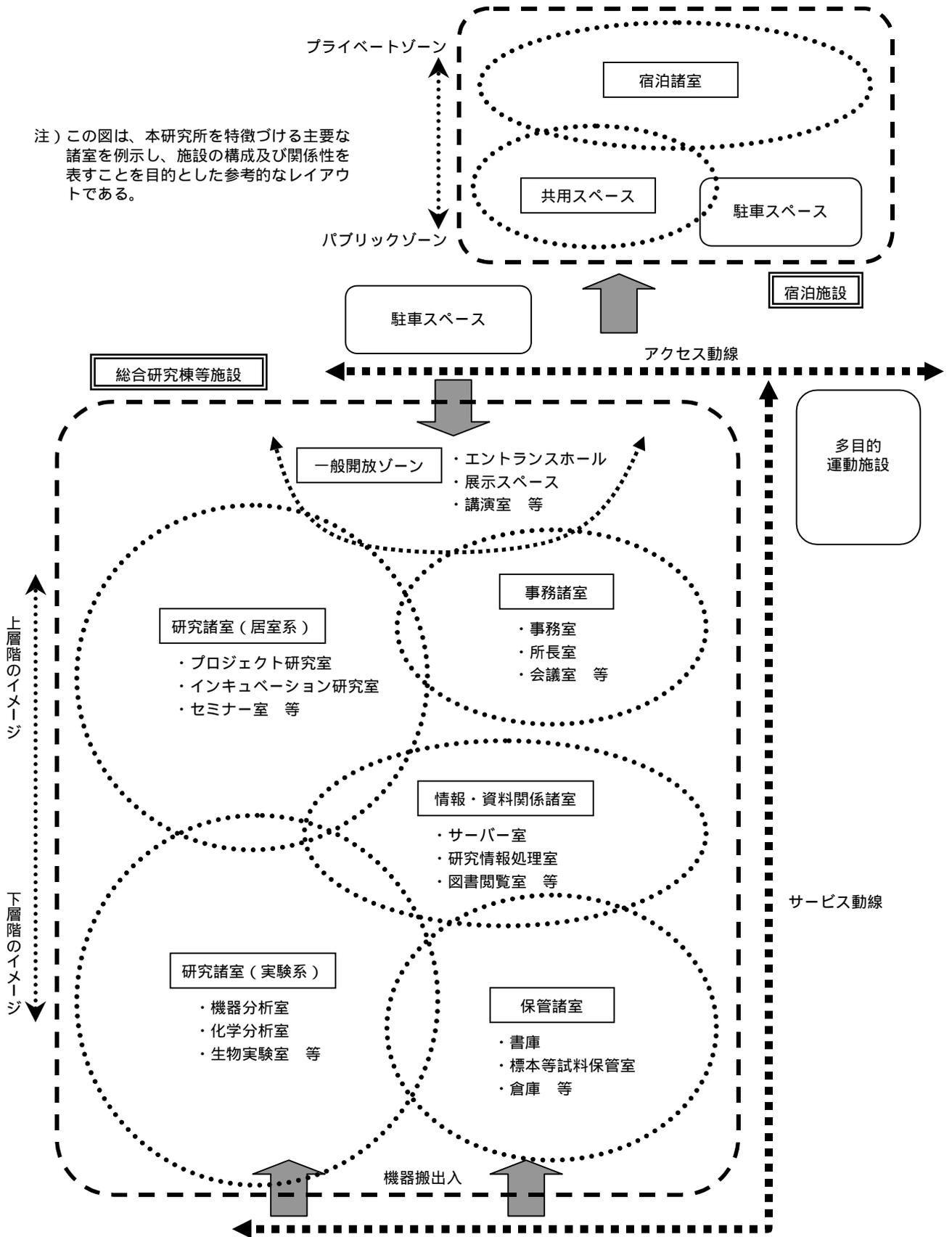
(7) 囲障、門扉、擁壁等

- ・敷地入口には、景観に配慮した上で門扉（手動式）を設置し、研究所のメインゲートとしての修景を施すものとする。
- ・敷地境界（京都大学農学部附属演習林に隣接する部分は除く）には、新たに囲障を設置するものとし、形状や材料等、自然景観に配慮した計画とする。
- ・地盤や道路の造成に伴い発生する擁壁については、できるだけ大規模なものを避け、表面の仕上についても景観的配慮を行うこと。
- ・本施設利用者が無理なく目的場所へと到達できるよう、適切な位置に屋外サインを設置すること。

(8) 植栽

- ・植栽計画においては、指定の緑化率を満足するほか、施設及び周囲との調和、自然環境の保護を十分考慮すること。
- ・支障樹木等の伐採等は必要最小限とし、できるだけ移植すること。
- ・移植及び新たに設置される植栽については、植物の成長に支障がないよう配慮を行うこと。

【別図1】施設の構成イメージ



【別表1】実験・分析用ユーティリティ設備の内容（参考）

ユーティリティの種類 実験・分析室	工業用水	上水	純水	温水	冷水	蒸気	圧縮空気	燃料ガス	水素	酸素	窒素	炭酸ガス	ヘリウム	アセチレン	アンモニア
研究関係施設															
機器分析室1（質量分析室）															
機器分析室2（DNA分析室）															
機器分析室3（光学機器分析室）															
機器分析室4（線測定室）															
化学分析室1（分析室）															
化学分析室2（処理室）															
生物実験室															
試料処理室															
顕微鏡室															
試薬保管室															
培養室															
研究推進センター関係施設															
観測分析室															

< 凡例 > 印：配管により供給

7. 各エリアの要求水準

共通事項

- ・各エリアにおいて、用途及び補足事項を以下に示す。また、主要な各エリアの面積・室数等の一般事項及び、内装や設備等の事項については、後述の【別表2】並びに【別表3】に一覧表形式で示す。

研究関係施設

(1) プロジェクト研究室

(ア) 用途

- ・プロジェクトに参加するあらゆる分野の教官や共同研究員が、1箇所に集まり常に議論しながら研究を行うための拠点となるスペース。

(イ) 補足事項

- ・室の利用人数は、教官3～4人+共同研究員5～20人を目安とするが、研究プロジェクトにより流動的である。
- ・室内は研究スペース、ミーティングスペース、資料保管スペース、多目的研究スペース（軽微な実験・分析）、ロッカー・水回りスペース等にゾーン分けを行い、間仕切を設けずパーティション等によるオープンな区分けとする。
- ・机の配置やパーティション等、研究内容に応じて多様なレイアウトパターンに対応できる計画とする。

(2) インキュベーション研究室

(ア) 用途

- ・プロジェクト研究室に準じる。

(イ) 補足事項

- ・室の利用人数は、教官2～3人+共同研究員3～5人を目安とするが、研究の内容により流動的である。
- ・本研究に対し1年程度の予備研究を行うスペースであり、規模は小さいが室の仕様はプロジェクト研究室に準じるものとする。

(3) 機器分析室1（質量分析室）

(ア) 用途

- ・自然環境における水と物質の循環過程を解明するため、気体・液体・固体からなる様々な試料の軽元素安定同位体組成測定の機器を設置するスペース。

(イ) 補足事項

- ・サービス動線として機器や試料等の搬入が行えるような配置とする。
- ・試薬保管室及び化学分析室1と隣接させ、双方に出入できる扉を設ける。
- ・荷重面において、約2t/m²の実験機器3台の設置を考慮する。

(4) 機器分析室2（DNA分析室）

(ア) 用途

- ・地球環境を研究する上で重要となる生物多様性を解明するため、遺伝子解析・分析を行うためのスペース。

- (4) 補足事項
 - ・ サービス動線として機器や試料等の搬入が行えるような配置とする。
- (5) 機器分析室 3 (光学機器分析室)
 - (ア) 用途
 - ・ 自然環境の質を把握するため、特に水質に関する光学的な分析を行うためのスペース。
 - (イ) 補足事項
 - ・ サービス動線として機器や試料等の搬入が行えるような配置とする。
- (6) 機器分析室 4 (線測定室)
 - (ア) 用途
 - ・ 堆積物等の年代測定や元素組成の非破壊分析などを行い、堆積環境や環境変化の歴史を解明するためのスペース。
 - (イ) 補足事項
 - ・ サービス動線として機器や試料等の搬入が行えるような配置とする。
 - ・ 荷重面において、約 2 t / m²の実験機器 2 台の設置を考慮する。
- (7) 化学分析室 1 (分析室)
 - (ア) 用途
 - ・ 水中、土壌、堆積物中の生元素や、脂肪酸組成や光合成補助色素などの分析を行うためのスペース。
 - (イ) 補足事項
 - ・ サービス動線として機器や試料等の搬入が行えるような配置とする。
 - ・ 機器分析室 1 及び試薬保管室、化学分析室 2 と隣接させる。
 - ・ 床排水できるよう側溝を設けるなどの対策が必要。
 - ・ 室内から直接外部へ出られる緊急用の扉を設置する。
 - ・ 化学分析室 1、2 の近接した位置 (廊下) に、緊急シャワー設備を設置する。
- (8) 化学分析室 2 (処理室)
 - (ア) 用途
 - ・ 諸試料を分析機器にかける前に、化学的処理を行うための専用スペース。
 - (イ) 補足事項
 - ・ サービス動線として機器や試料等の搬入が行えるような配置とする。
 - ・ 床排水できるよう側溝を設けるなどの対策が必要。
 - ・ 化学分析室 1 と隣接させ、内部ドアにより双方出入可能な配置とする。
 - ・ 室内から直接外部へ出られる緊急用の扉を設置する。
- (9) 生物実験室
 - (ア) 用途
 - ・ その地域における動植物の環境特性を明らかにするために、調査地で得られた多量の動植物標本の整理、計測、分析を行うスペース。
 - (イ) 補足事項
 - ・ サービス動線として機器や試料等の搬入が行えるような配置とする。
 - ・ 床排水できるよう側溝を設けるなどの対策が必要。
 - ・ 培養室と近接させた配置とする。

(10) 試料処理室

(ア) 用途

- ・調査地で収集された多量の地層や大型の鉱物、生物試料、化石や土器などの人間の遺産物を整理、処理するためのスペース。

(イ) 補足事項

- ・サービス動線として機器や試料等の搬入が行えるような配置とする。
- ・床排水できるよう側溝を設けるなどの対策が必要。

(11) 顕微鏡室

(ア) 用途

- ・調査地で得られた鉱物や生物試料の形態学的特性を明らかにしたり、微小生物の形態や計数を行うため、各種顕微鏡によりそれらの微細構造を観察するためのスペース。

(イ) 補足事項

- ・サービス動線として機器や試料等の搬入が行えるような配置とする。

(12) 試薬保管室

(ア) 用途

- ・試薬や試料等の秤量を行い、種類により保管方法の異なる試薬類を、適した環境で保管するためのスペース。

(イ) 補足事項

- ・サービス動線として機器や試料等の搬入が行えるような配置とする。
- ・床排水できるよう側溝を設けるなどの対策が必要。
- ・機器分析室1及び化学分析室1と隣接させ、内部ドアにより双方出入可能な配置とする。

(13) 培養室

(ア) 用途

- ・野外の現象を実験的に検証するために、微小生物等の培養を行うためのスペース。

(イ) 補足事項

- ・サービス動線として機器や試料等の搬入が行えるような配置とする。

(14) セミナー室

(ア) 用途

- ・研究所内で開催するセミナーや小規模の講演、研究所運営のための委員会、プロジェクト研究室では行えない規模の講義やミーティングを行うためのスペース。

(イ) 補足事項

- ・室の利用人数は、プロジェクトの研究者、研究推進センター教官を併せ20人程度を目安とする。
- ・各室は可動間仕切により、一体的に利用できるよう配慮する。
- ・来客の利用も考慮し、メインアクセスフロアに配置するなど利便性への配慮が必要。

(15) 調査準備室

(ア) 用途

- ・野外調査に必要な資材や精密機器などの準備、調整をするスペース。

(イ) 補足事項

- ・資材や精密機器などの搬入、搬出が容易に行える配置とする。

(16) 調査準備スペース

(ア) 用途

- ・ 野外調査に必要な資材や大型機器などの準備、調整をするスペース。

(イ) 補足事項

- ・ 資材や大型機器などの搬入、搬出が容易に行える配置とする。

(17) ボンベ庫

(ア) 用途

- ・ 地球環境学研究の実験・分析等に使用する各種ボンベを保管するスペース。

(イ) 補足事項

- ・ 保管に際し、常に安全性を確保できるよう、防災面に配慮すること。

(18) 危険物保管庫

(ア) 用途

- ・ 地球環境学研究の実験・分析等に使用する危険物を保管するスペース。

(イ) 補足事項

- ・ 保管、貯蔵に際し、常に安全性を確保できるよう、防災面に配慮すること。
- ・ 万一の事態に備えて別棟としてもよい。また、床排水できるようにし、排水の流出に配慮すること。

(19) 廃棄物保管庫

(ア) 用途

- ・ 地球環境学研究の実験・分析等により発生する廃液等の廃棄物を保管するスペース。

(イ) 補足事項

- ・ サービス動線に近接し、収集運搬が容易に行えるような配置とする。
- ・ 万一の事態に備え、床排水できるようにし、排水の流出に配慮すること。また、室内に汚染空気が溜まらないよう、安全性に配慮した換気計画とすること。

(20) 倉庫

(ア) 用途

- ・ 研究に関連する多くの資料、機器等を効率的に整理・保管するスペース。

(イ) 補足事項

- ・ 面積に限らず、倉庫等のストックスペースは各所に確保できる計画が望ましい。

研究推進センター関係施設

(1) 教官等研究室

(ア) 用途

- ・ 研究推進センターには、情報・発信と観測調査・分析支援を行うための専任教官が配置されているが、その教官のための研究スペース。

(イ) 補足事項

- ・ 室の利用人数は、教官 1 人 + 共同研究員 1 人の計 2 名程度を目安とする。
- ・ 各室は間仕切を設けず、パーティション等によるオープンな区分けとする。

(2) 観測分析室

(ア) 用途

- ・将来の需要を見越した新しい観測調査システムや分析技術・手法などの研究・開発・支援を行うためのスペース。

(1) 補足事項

- ・実験、分析室と同一フロア内での配置計画とする。

(3) 研究情報処理室

(ア) 用途

- ・国内外の地球環境学に関するあらゆる情報を集約し、研究者が必要な情報を検索、閲覧、提供するための機能及び、情報収集処理・利用方法・検索システムの開発研究、また文献・図書の収集・整理・データベース構築や研究プロジェクトの成果を統合し発信するための企画・立案・実施を行うためのスペース。

(イ) 補足事項

- ・サーバー室に近接させた配置とする。
- ・研究者専用の空間であるため、一般の来訪者が不用意に近付かないよう配置に留意する。

(4) サーバー室

(ア) 用途

- ・大型計算機による情報処理やシミュレーションを行い、また地球環境学に関する情報収集や研究成果の統合、情報公開のための作業等を行うためのスペース。

(イ) 補足事項

- ・外部からの回線を引き込めるよう、交換機を設置する。
- ・研究者専用の空間であるため、一般の来訪者が不用意に近付かないよう配置に留意する。
- ・各種機器の搬出入動線を確保すること。
- ・研究情報処理室と近接した配置とする。

研究協力・支援関係施設

(1) 講演室

(ア) 用途

- ・頻繁に開催される中小規模の学術講演会等を行えるスペース。

(イ) 補足事項

- ・室の同時利用人数として、100席以上を確保できる計画とする。
- ・固定席とせず平床形式とし、パーティやイベントにも活用できる多目的なスペースとする。
- ・舞台（可動式ステージ）・映写・音響・調光設備を備えた空間とする。
- ・関連諸室として、控室（講演者用）、倉庫（座席収納用）、映写室及び前室等を付随させること。

(2) 図書閲覧室

(ア) 用途

- ・地球環境学の研究に必要な図書・文献・資料等の閲覧スペース。

(イ) 補足事項

- ・室の利用人数は50～100席程度を確保できる計画とする。
- ・室内は受付、書籍検索スペース、ブラウジング、閲覧スペースに適宜ゾーン分けを行う。

(3) 書庫

(ア) 用途

- ・地球環境学の研究に必要な図書・文献等を保管するためのスペース。

(イ) 補足事項

- ・開架書架として10万冊、集密書架として25万冊が収納できるスペースとする。
- ・将来的な図書、文献等の増大に備え、積層書架を構築できるように鉄骨架台を設置する。
- ・閲覧室、図書資料室とは上層・下層に配置し、搬送用のEVを設置する計画でもよい。

(4) 図書資料室

(ア) 用途

- ・地球環境学の研究に必要な資料等を保管するためのスペース。

(イ) 補足事項

- ・図書閲覧室と近接した配置が望ましい。

(5) 標本等試料保管室

(ア) 用途

- ・地球環境学の研究に必要な標本を、分類、整理の上適切な方法で保管するためのスペース。

(イ) 補足事項

- ・サービス動線として機器や試料等の搬入が行えるような配置とする。
- ・室内構成は常温標本室、冷蔵標本室、冷凍標本室とし、冷蔵、冷凍標本室へは前室を介して入室するものとする。
- ・冷蔵標本室、冷凍標本室は、人が閉じ込められないよう配慮すること。

(6) 展示スペース

(ア) 用途

- ・一般市民を含む多数の人々を対象に、本研究所の紹介や研究成果等を展示として紹介し、これを通じて地球環境学研究者の交流の場となるスペース。

(イ) 補足事項

- ・個人、小グループの来訪者が気軽に立ち寄り、自由に「見て」「聞いて」「触れる」活動を通じて地球環境を中心とする幅広い総合的な情報を得ることができる場とする。
- ・エントランスホールと一体的な空間とし、一般の人が利用しやすい配置とする。
- ・展示スペース内は、映像による研究所の紹介コーナー（大画面スクリーン）や地球環境学に関する常設展示の他、特別展示や資料展などの企画展示を開催する。
- ・展示内容の将来的な更新に備えた、フレキシビリティのある空間とする。
- ・展示スペース内に、展示物を保管しておく倉庫を付随させること。

管理関係施設

(1) 所長室

(ア) 用途

- ・研究所の所長専用の執務スペース。

(イ) 補足事項

- ・室の利用人数は、所長及び秘書の2名とする。

- ・室内には、応接スペース、打合せスペース、秘書用のスペースを適宜配すること。
- (2) 管理部長室
 - (ア) 用途
 - ・研究所管理部の部長専用の執務スペース。
 - (イ) 補足事項
 - ・室内には、応接スペースを設けること。
 - ・事務室に近接させた配置とすること。
- (3) 事務室
 - (ア) 用途
 - ・研究所の庶務、会計、施設及び研究協力に関する事務を処理するためのスペース。
 - (イ) 補足事項
 - ・室の利用人数は、事務職員 26 人 + 非常勤 15 人の計 41 人程度を目安とする。
 - ・エントランスに近接した位置とし、来客用の受付と一体的な配置とする。
- (4) 男子・女子更衣室
 - (ア) 用途
 - ・所員のための更衣スペース。
 - (イ) 補足事項
 - ・更衣室にはそれぞれロッカーを設置する。
- (5) 男子・女子休憩室
 - (ア) 用途
 - ・本研究所の所員全てが利用できる休憩スペース。
 - (イ) 補足事項
 - ・休憩室はタタミ敷とし、6 帖程度の広さを確保する。
 - ・シャワーブース及び洗面台を設置する。
- (6) 印刷室
 - ・室機能に合わせた適切な面積、天井高、仕上等の計画を行う。
 - ・事務室に近接した配置とする。
- (7) 大会議室
 - (ア) 用途
 - ・所員のための会議スペース。
 - (イ) 補足事項
 - ・40 席程度が確保できるスペースとする。
 - ・セミナー室の一部を兼用とする計画でもよい。
- (8) 小会議室
 - (ア) 用途
 - ・所員のための会議スペース。
 - (イ) 補足事項
 - ・20 席程度が確保できるスペースとする。
- (9) 食堂・談話スペース
 - (ア) 用途

- ・簡単な食事や談話等ができる所員のための交流スペース。

(4) 補足事項

- ・食堂・談話スペースとして50席程度が確保できる計画とする。
- ・厨房や自販機スペース等、適宜レイアウトを行う。

(10) 警備員室

- ・本施設全体の防災、防犯について集中管理でき、建物への出入管理をチェックできる位置に適切な広さで設置する。

(11) 電気室・機械室

- ・面積、室内の仕様等適切な規模及び計画とするとともに、メンテナンス動線の確保に留意する。

共用スペース

(1) エントランスホール

- ・正面出入口には風除室を設置する。
- ・エントランスホールは、開放的な空間とし、来館者を明るく迎え入れる雰囲気創造に努める。
- ・内装の仕上は、メインエントランスに相応しい気品のある材料、色彩とする。
- ・来訪者が待合に利用できるようなスペースを確保する。
- ・エントランスホールが見渡せる位置に、受付カウンターを設置する。カウンターでは、来訪者の対応や、ICカードの受け渡し等を行う。
- ・電話コーナーを設け、公衆電話2台程度を設置する。
- ・展示スペースと一体となり、パネル展示等が行えること。

(2) 廊下

- ・廊下の幅は、法令に定められた幅員を確保するとともに、動線計画に応じて適切な計画とする。実験・分析室等の機器を運搬する部分については、有効で2.5m以上の幅員を確保すること。
- ・天井高さは2.4m以上を確保するとともに、単調にならないよう仕上や天井、照明等に工夫を行うこと。

(3) 階段

- ・階段の幅は、法令に定められた幅員を確保するとともに、動線計画に応じて適切な幅とし、日常の利用や避難時の安全性の確保に努める。
- ・踏面、蹴上については、昇降しやすい寸法とし、手摺と併せ転倒や落下に配慮した計画とする。

(4) 便所

- ・男子便所、女子便所及び多目的便所を設けるものとし、フロアの規模に応じて効果的な位置に、適切な規模の便所を設置する。
- ・天井高さは2.4m以上とし、清潔感のある内装仕上とする。
- ・床面に防水機能を持たせ、下階等に漏水時の被害がないようにすること。
- ・清掃等の維持管理面に配慮した計画とする。

(5) 湯沸室

- ・施設内に適宜、湯沸室を設置する。
 - ・冷蔵庫や食器棚等の設置を踏まえ、適切なスペースを確保する。
- (6) 談話コーナー
- ・施設内に適宜談話コーナーを設置する。
 - ・ソファ、テーブル等を配し、所員どうしが日常的に交流し、情報交換を図れるような場とする。

宿泊施設

(1) 単身室

(ア) 用途

- ・国内外からの研究者（単身）のための宿泊スペース。

(2) 夫婦室

(ア) 用途

- ・国内外からの長期滞在研究者（夫婦同伴）のための宿泊スペース。

(イ) 補足事項

- ・室内は寝室、リビングに区分けを行う。

(3) 家族室

(ア) 用途

- ・国内外からの長期滞在研究者（家族同伴）のための宿泊スペース。

(イ) 補足事項

- ・室内構成は寝室2部屋及びリビングとし、適宜レイアウトを行う。

(4) 談話ホール

- ・玄関付近に設け、開放的な空間とする。
- ・ソファ、テーブル等を配し、利用者同士が交流を図れるスペースとする。

(5) 管理室

- ・玄関付近に設け、利用者等の受付を行える配置とする。

(6) 多目的室

- ・25席程度の利用が可能なスペースとする。
- ・利用者が手軽に利用できるような簡易な調理スペースを設ける。

(7) 洗濯室

- ・共同の洗濯室（主に単身者用）として、混雑のないようなスペースを確保する。
- ・音漏れに配慮し、遮音を考慮した内装の仕様とする。

(8) 倉庫

- ・備品や清掃器具類保管の他、利用者の移動に伴う荷物等の仮置き場所として使用する。

(9) その他

- ・各室ごとに使用光熱水量が把握できるようにする。

【別表2】各エリアの要求水準

エリア(室名)	(a)一般事項							(b)内装			(c)電源設備		(d)照明設備	(e)電話・情報設備	(f)TV	(g)入退室	(h)給排水衛生設備		(i)室内環境	
	面積	室数	天井高	床荷重	自然採光	換気	空調	床	壁	天井	照明用コンセント用	実験用単相・三相	室内照度	先行統合情報配線システム	接続端子	出入口の施錠方式	生活用	実験用	室内の温湿度環境	
	m ²	室	m	Kg/m ²							VA/m ²	VA/m ²	ルクス							
研究関係施設	(1)フロンテア研究室	200	15	2.8以上	400	要	要	要	F1 F2	W1	C1 C2	70	-	750~1,000	I1	要	KO	S1	-	E1
	(2)インキュベーション研究室	70	6	2.7以上	400	要	要	要	F1 F2	W1	C1 C2	70	-	750~1,000	I1	要	KO	S1/3	-	E1
	(3)機器分析室 1	100	1	直天	400	要	要	要	F1 F3	W1	C1	70	単250 三200	750~1,000	I2	-	K1	-	要	E1
	(4)機器分析室 2	100	1	直天	400	要	要	要	F1 F3	W1	C1	70	単250 三200	750~1,000	I2	-	K1	-	要	E1
	(5)機器分析室 3	100	1	直天	400	-	要	要	F1 F3	W1	C1	70	単250 三200	750~1,000	I2	-	K1	-	要	E1
	(6)機器分析室 4	100	1	直天	400	-	要	要	F1 F3	W1	C1	70	単250 三200	750~1,000	I2	-	K1	-	要	E1
	(7)化学分析室 1	100	1	直天	400	要	要	要	F1 F3	W1	C1	70	単250 三200	750~1,000	I2	-	K1	-	要	E1
	(8)化学分析室 2	100	1	直天	400	要	要	要	F1 F3	W1	C1	70	単250 三200	750~1,000	I2	-	K1	-	要	E1
	(9)生物実験室	100	2	直天	400	要	要	要	F1 F3	W1	C1	70	単250 三200	750~1,000	I2	-	K1	-	要	E1
	(10)試料処理室	100	2	直天	400	要	要	要	F1 F3	W1	C1	70	単250 三200	750~1,000	I2	-	K1	-	要	E1
	(11)顕微鏡室	100	1	直天	400	要	要	要	F1 F3	W1	C1	70	単250 三200	750~1,000	I2	-	K1	-	要	E1
	(12)試薬保管室	100	1	直天	800	-	要	要	F1 F3	W1	C1	70	単250 三200	750~1,000	I2	-	K1	-	要	E1
	(13)培養室	100	1	直天	400	-	要	要	F1 F3	W1	C1	70	単250 三200	750~1,000	I2	-	K1	-	要	E2
	(14)セミナー室	50	5	2.7以上	400	要	要	要	F1 F5	W1	C1 C2	50	-	500~750	I2	要	K2	-	-	E1
	(15)調査準備室	100	1	2.7以上	400	-	要	要	F1	W1	C1	70	-	750~1,000	I2	-	K1	S1	-	E1
	(16)調査準備入浴	100	1	2.7以上	400	-	要	要	F1	W1	C1	70	三200	500~750	I2	-	K1	S1	-	E1
	(17)ポンペ庫	10	3	直天	400	-	要	-	F1	W1	C1	40	-	300~500	I3	-	K3	-	-	-
	(18)危険物保管庫	10	3	直天	400	-	要	-	F1	W1	C1	40	-	300~500	I3	-	K1	-	要	-
	(19)廃棄物保管室	100	1	2.7以上	400	-	要	-	F3	W3	C3	40	-	300~500	I3	-	K1	-	要	-
	(20)倉庫	適宜	適宜	2.5以上	800	-	要	-	F1	W1	C1	40	-	300~500	I3	-	K3	-	-	-

エリア(室名)	(a)一般事項							(b)内装			(c)電源設備		(d)照明設備	(e)電話・情報設備	(f)TV	(g)入退室	(h)給排水衛生設備		(i)室内環境	
	面積	室数	天井高	床荷重	自然採光	換気	空調	床	壁	天井	照明用 コンセント用	実験用 単相・三相	室内照度	先行統合情報 配線システム	接続 端子	出入口の 施錠方式	生活用	実験用	室内の 温湿度 環境	
	m ²	室	m	Kg/m ²							VA/m ²	VA/m ²	ルクス							
研究推進センター 関係施設	(1)教官等研究室	150	1	2.7以上	400	要	要	要	F1 F2	W1	C1 C2	70	-	750~1,000	I1	要	KO	S1	-	E1
	(2)観測分析室	100	1	2.7以上	400	要	要	要	F1 F3	W1	C1	70	単250 三200	750~1,000	I2	-	K1	-	要	E1
	(3)研究情報処理室	250	1	2.7以上	800	-	要	要	F1 F2	W1	C1 C2	170	-	750~1,000	I1	-	K1	-	-	E1
	(4)サーバー室	150	1	2.7以上	800	-	要	要	F2 F4	W1	C1	700	単200 三200 15回線	500~750	I1	-	K1	-	-	E5
研究協力・支援 関係施設	(1)講演室	300	1	3.0以上	360	要	要	要	F1 F5	W2	C1 C2	200	-	750~1,000	I2	要	K2	S1 (控室)	-	E1
	(2)図書閲覧室	300	1	2.7以上	600	要	要	要	F1 F5	W1	C1 C2	70	-	750~1,000	I2	要	K2	S1/2	-	E1
	(3)書庫	500	1	4.0以上	1,200	-	要	要	F1	W1	C1	40	-	300~500	I3	-	K2	-	-	E3
	(4)図書資料室	300	1	2.7以上	800	-	要	要	F1	W1	C1	40	-	500~750	I2	-	K2	-	-	E3
	(5)標本等試料保管室	300	1	2.7以上	800	-	要	要	F1	W1	C1	70	-	300~500	I3	-	K1	S1	-	E4
	(6)展示スペース	200	1	2.7以上	400	-	要	要	F1 F2	W1 W2	C2 C4	100	-	50~100	I1	-	KO	-	-	E1
管理関係施設	(1)所長室	50	1	2.7以上	400	要	要	要	F1 F2	W1	C1 C2	70	-	750~1,000	I2	要	K2	-	-	E1
	(2)管理部長室	30	1	2.7以上	400	要	要	要	F1 F2	W1	C1 C2	70	-	750~1,000	I2	要	K2	-	-	E1
	(3)事務室	300	1	2.7以上	400	要	要	要	F1 F2	W1	C1 C2	70	-	750~1,000	I2	要	K2	-	-	E1
	(4)男子・女子更衣室	各15	各1	2.4以上	180	-	要	要	F1	W1	C1	20	-	200~300	I3	-	K2	-	-	E1
	(5)男子・女子休憩室	各15	各1	2.4以上	180	-	要	要	F1	W1	C1	20	-	200~300	I3	要	K2	S2	-	E1
	(6)印刷室	20	1	2.4以上	400	-	要	要	F1	W1	C1	70	-	500~750	I2	-	KO	-	-	E1
	(7)大会議室	100	1	2.7以上	400	要	要	要	F1 F5	W1	C1 C2	50	-	750~1,000	I2	要	K3	-	-	E1
	(8)小会議室	50	2	2.7以上	400	要	要	要	F1 F5	W1	C1 C2	50	-	750~1,000	I2	要	K3	-	-	E1
	(9)食堂・談話スペース	200	1	2.7以上	300	要	要	要	F1	W1	C1 C2	70	-	300~500	I2	要	K3	S1/2	-	E1
	(10)警備員室	適宜	1	2.7以上	400	要	要	要	F1	W1	C1	70	-	300~500	I2	要	K3	-	-	E1

エリア(室名)	(a)一般事項							(b)内装			(c)電源設備		(d)照明設備	(e)電話・情報設備	(f)TV	(g)入退室	(h)給排水衛生設備		(i)室内環境	
	面積	室数	天井高	床荷重	自然採光	換気	空調	床	壁	天井	照明用コンセント用	実験用単相・三相	室内照度	先行統合情報配線システム	接続端子	出入口の施錠方式	生活用	実験用	室内の温湿度環境	
	m ²	室	m	Kg/m ²							VA/m ²	VA/m ²	ルクス							
宿泊施設	(1)単身室	15	10以上	2.4以上	180	要	要	要	F1	W1	C1	70	-	150～300	I4	要	K2	S3	-	E1
	(2)夫婦室	30	6以上	2.4以上	180	要	要	要	F1	W1	C1	70	-	150～300	I4	要	K2	S4	-	E1
	(3)家族室	45	3以上	2.4以上	180	要	要	要	F1	W1	C1	70	-	150～300	I4	要	K2	S4	-	E1

<表記内容の説明>

(a) 一般事項

- ・面積：表記の数値程度を目標とする。但し、室の機能上問題が無ければ、若干の増減は構わない。
- ・室数：宿泊施設の各宿泊室については、表記室数を最低限度とし、できる限り多く確保される方が望ましい。
- ・天井高：表記数値は室内の平均天井高（最低限度）を示し、上がり天井等の工夫により部分的に表記数値を下回ってもよい。
- ・床荷重：表記数値は単位面積当りの一般的な数値であり、実状に応じて変わる可能性もある。
- ・自然採光：外部に面して配置することが望ましい室を意味する。

(b) 内装

- 各エリア（室）の用途に応じた適切な仕上材を選定すること。各記号は、基本的な仕上等の性能を表すものであり、特にその機能が重視されるものを表記している。
- ・床：F1（汚れにくく清掃等が容易であること）、F2（配線の取出しが自由にできること）、F3（化学薬品に耐えうる材質であること）、F4（帯電防止に配慮すること）、F5（床衝撃音に配慮すること）
 - ・壁：W1（汚れにくく清掃等が容易であること）、W2（吸音性能を有すること）、W3（化学薬品に耐えうる材質であること）
 - ・天井：C1（汚れにくく清掃等が容易であること）、C2（吸音性能を有すること）、C3（化学薬品に耐えうる材質であること）、C4（展示用照明器具などの取付等に配慮すること）

(c) 電源設備

- ・照明用、コンセント用電源は表記の容量を確保するとともに、コンセントは適切な間隔で壁または床に設置すること。印のあるエリアは、OA機器等の特殊設備を見込んだ数値である。
- ・実験用の電源容量は、研究内容に伴い流動的であるため、表記の数値を目安とする。また、実験用分電盤までを標準装備とすること。
- ・研究関係施設のうち、化学分析室1、生物実験室、試薬保管室及び培養室については非常用電源（コンセント）を設置すること。

(d) 照明設備

- ・室内照度は表記数値の範囲内を目安とし、室の用途に応じて照明方法等適切な計画とすること。

(e) 電話・情報設備

- ・I1：電力・情報^アアソ^イホ^トツク^ス（スイッチング^ル付）による対応、I2：情報コンセント（電話・LAN）による対応、I3：情報コンセント（電話）による対応、I4：マルチメディア用による対応。
- ・サーバー室、研究情報処理室、講演室及び展示スペースは、大容量のデータを扱うため、光ファイバーの接続端子を設置する。

(f) TV共同視聴設備

- ・TV接続端子を1箇所設置する。

(g) 入退室

- ・KO：特に出入口扉を設けず、オープンな入退室が可能なようにする。
- ・K1：出入口は電気錠とし、IDカード（カードリーダー）+テンキー併用方式とする。
- ・K2：出入口は電気錠とし、IDカード（カードリーダー）方式とする。
- ・K3：一般的な締り金物（建具取付）とし、鍵方式とする。

(h) 給排水衛生設備

各記号に示す衛生陶器類及び給排水配管設備を含むものとする。実験・分析用の給排水については【別表1】並びに【別表3】を参考とする。

- ・S1（洗面手洗器1箇所）、S1/2（洗面手洗器2箇所）、S1/3（レイアウトに応じて数室ごとに洗面器1箇所としてもよい）、S2（洗面手洗器1箇所、シャワー設備1箇所）、S3（洗面手洗器、バス、トイレ、キッチン）、S4（洗面手洗器、バス、トイレ、キッチン、洗濯パン）

(i) 室内環境

- ・E1：一般的な快適温度（夏期：乾球温度 25 ± 2 、冬期：乾球温度 23 ± 2 ）及び一般的な快適湿度（夏期：相対湿度 $50 \pm 10\%$ 、冬期：相対湿度 $40 \pm 10\%$ ）を常時確保すること。
- ・E2：プレハブ型培養室3室について、それぞれの室温を 25 、 15 、 5 とする。
- ・E3：書籍及び資料等の保管に適した温湿度環境を確保する。
- ・E4：常温標本は通常保管に適した温湿度、冷蔵標本室は室温 4 以下、冷凍標本室は -20 以下の室温設定とする。
- ・E5：24時間空調を行う。

【別表3】各エリアに設置する予定の設備・備品等（参考）

エリア（室名）		設備・備品		備考
		本件事業により事業者が調達するもの	別途公共が調達するもの	
研究関係施設	(1)プロトタイプ研究室	研究用棚（造付け）(1) 洗面手洗器(1) ブラインド	机、OAデスク、椅子、ミーティングテーブル、椅子、ローパーティション、ロッカー、資料保管棚（キャビネット）、情報端末（パソコン等）	
	(2)インキュベーション研究室	洗面手洗器 ブラインド	机、OAデスク、椅子、ミーティングテーブル、椅子、ローパーティション、ロッカー、資料保管棚（キャビネット）、情報端末（パソコン等）	
	(3)機器分析室 1	ドラフトチャンバー(1)、実験台(2)、ブラインド	真空ライン(1)、作業台(4)、解析装置(4)、CO ₂ 計(1) CH ₄ 計(1)、N ₂ O計(1)、同位体質量分析計(3) 平衡装置(2)、元素分析計(1)、インターフェイス(1) ガス抽出装置(1)、各種ポンペ(22)、情報端末（パソコン等）	
	(4)機器分析室 2	流し台(1)、クリーンベンチ(1) ブラインド	遠心機(3)、冷蔵庫(2)、試薬棚(1)、フリーザー(2) 遺伝子発現定量装置(3)、DNAシーケンサー(2) プロテティング装置(1)、PCR（DNA増幅器）(1) 棚(1)、情報端末（パソコン等）	
	(5)機器分析室 3	実験台(4)、流し台(4)	レーザー粒度分析計(1)、三次元蛍光分光光度計(1) 蛍光分光光度計(2)、分光光度計(2)、棚(2)、純水製造器(1) 器具乾燥棚(1)、原子吸光度計(1)、情報端末（パソコン等）	
	(6)機器分析室 4	実験台(2)	線スペクトロメータ(2)、作業台(5)	
	(7)化学分析室 1	ドラフトチャンバー(1)、実験台(5) 流し台(4)、クリーンベンチ(1) ブラインド	CHNコーダー(1)、全有機炭素分析装置(1) 全窒素分析装置(1)、冷凍庫(2)、冷蔵庫(1) 器具乾燥棚(1)、ガスクロマトグラフ(1) 高速液体クロマトグラフ(1) 棚(1)、イオンクロマトグラフ(1) 全自動栄養塩分析装置(1)、純水製造器(1) 情報端末（パソコン等）	
	(8)化学分析室 2	ドラフトチャンバー(1)、実験台(11)、流し台(5) ブラインド	純水製造器(1)、棚(1)、器具乾燥棚(1) 情報端末（パソコン等）	
	(9)生物実験室	ドラフトチャンバー(1)、実験台(10)、流し台(4) 無菌実験台(1)、クリーンベンチ(1) ブラインド	純水製造器(1)、棚(1)、器具乾燥棚(1)、試料保管棚(2) 実体顕微鏡(1)、冷蔵庫(1)、冷凍庫(1) 情報端末（パソコン等）	・ドラフトチャンバーは1室のみ設置とする
	(10)試料処理室	ドラフトチャンバー(1)、流し台(6) ブラインド	作業台(11)、純水製造器(1)、棚(2) 器具乾燥棚(1)、 情報端末（パソコン等）	・ドラフトチャンバーは1室のみ設置とする

エリア(室名)	設備・備品		備考	
	本件事業により事業者が調達するもの	別途公共が調達するもの		
研究関係施設	(11)顕微鏡室	実験台、流し台(4) ブラインド	顕微鏡(10)、蛍光顕微鏡(2)、偏光顕微鏡(1)、電子顕微鏡(1) 冷蔵庫(2)、顕微鏡台(3)、棚(3)、 情報端末(パソコン等)	
	(12)試薬保管室	ドラフトチャンバー(5)、実験台(3)	保管庫(28)、冷蔵庫(1)、冷凍庫(1) 情報端末(パソコン等)	
	(13)培養室	プレハブ型培養室(3)		
	(14)セミナー室	可動間仕切 ブラインド	会議用テーブル、椅子	
	(15)調査準備室	洗面手洗器(1)	作業台(10)、保管棚	
	(16)調査準備スペース	洗面手洗器(1)	作業台(10)、保管棚	
	(17)ボンベ庫		保管棚	
	(18)危険物保管庫		保管棚	
	(19)廃棄物保管室		保管棚	
	(20)倉庫		保管棚	
研究推進センター関係施設	(1)教官等研究室	洗面手洗器(1) ブラインド	机、OAデスク、椅子、資料保管棚(キャビネット) 情報端末(パソコン等)、パーティション	・パーティションは各研究室どうしを区分するもの
	(2)観測分析室	流し台付実験台(2) ブラインド	作業台(4)、情報端末(パソコン等) コンピュータ操作台(1)、棚(2)	
	(3)研究情報処理室	棚(造付け)(1) パーティション	集密書架 作業台(18)、棚(4)、システム開発用ワークステーション(3)画像入力装置(1) 高精細プロッタ(2)、大型カラープリンタ(1)、ワークステーション(4) プリンター(2)、スキャナー(2) 情報端末(パソコン等)	
	(4)サーバー室		データベースサーバ(1)、画像解析用サーバ(1) 画像公開用GISマップサーバ(1)、インターネットサーバ(1) 基幹ルータ・スイッチ(1)	

エリア(室名)	設備・備品		備考
	本件事業により事業者が調達するもの	別途公共が調達するもの	
研究協力・支援関係施設	(1)講演室	舞台設備(可動ステージ)(1) 映像設備、音響設備、調光設備 化粧台(2)、洗面手洗器(1)、カガミ、ブラインド	筆記台付椅子、演台、カーテン 控室用ソファ、椅子
	(2)図書閲覧室	図書カウンター(1)、洗面手洗器(2) ブラインド	閲覧用テーブル、机、椅子、各種書架 検索テーブル、椅子、ベンチ 情報端末(パソコン等)
	(3)書庫	積層書架	書架
	(4)図書資料室		書架、資料保管棚
	(5)標本等試料保管室	洗面手洗器(1)	保管棚、作業台
	(6)展示スペース		映像スクリーン、資料展示(展示ケース)、パネル展示 展示用照明、モニター(移動式)、PAシステム、マイク 情報端末(パソコン等)
管理関係施設	(1)所長室	棚・ワードローブ(造付け)(1) ブラインド	机、椅子、応接セット、打合せテーブル、椅子、秘書用デスク、 椅子、ローパーティション 情報端末(パソコン等)
	(2)管理部長室	棚・ワードローブ(造付け)(1) ブラインド	机、椅子、応接セット
	(3)事務室	ブラインド	机、OAデスク、椅子、ミーティングテーブル、椅子 応接セットローパーティション、資料保管棚(キャビネット) カウンター、情報端末(パソコン等)
	(4)男子・女子更衣室		ロッカー、ベンチ
	(5)男子・女子休憩室	シャワー設備(1)、洗面手洗器(1)	
	(6)印刷室		作業台、プロッター、青焼機、カラーコピー、コピー機
	(7)大会議室	ブラインド	会議用テーブル、椅子
	(8)小会議室	ブラインド	会議用テーブル、椅子
	(9)食堂・談話スペース	食事カウンター(造付け)、厨房機器 洗面手洗器(2)、ブラインド	テーブル、椅子、自販機、ソファ
	(10)警備員室	各種監視盤 ブラインド	

エリア（室名）		設備・備品		備考
		本件事業により事業者が調達するもの	別途公共が調達するもの	
共用スペース	・エントランスホール	受付カウンター(1)、電話台(1)	傘立て、ロビーチェア	
	・便所	洗面台、便所ブース、大便器、小便器、掃除用流し、カガミ、ペーパーホルダー		
	・湯沸室	流し台、吊戸棚	食器棚、冷蔵庫	
	・談話コーナー		ソファ、テーブル	
宿泊施設	(1)単身室	バス、トイレ、洗面、キッチン ワードローブ、ブラインド	ベッド、床頭台、テーブル、椅子 照明、机、棚	
	(2)夫婦室	バス、トイレ、洗面、洗濯パン、キッチン ワードローブ、ブラインド	ベッド、床頭台、テーブル、椅子、ソファ 照明、机、棚	
	(3)家族室	バス、トイレ、洗面、洗濯パン、キッチン ワードローブ、ブラインド	ベッド、床頭台、テーブル、椅子、ソファ 照明、机、棚	
	・談話ホール		ソファ、テーブル	
	・多目的室	キッチン、吊戸棚	自販機、テーブル、椅子	
	・洗濯室	洗濯パン、洗面手洗器	洗濯機、棚	
	・管理室	受付カウンター ブラインド	机、椅子、棚	
	・倉庫		保管棚	

< 表記内容の説明 >

・各備品の後の括弧書数字は物品の数を表し、表記のない物品については事業者の判断による。

8. 設計及び施工に関する要求事項

設計に関する要求事項

(1) 業務

- (ア) 本研究所担当者の指示に従い業務に必要な調査を行い、関係法令に基づいて、業務を遂行すること。
- (イ) 業務の詳細及び当該工事の範囲について、本研究所担当者と連絡を取り、かつ十分に打ち合わせをして業務の目的を達成すること。
- (ウ) 業務の進捗状況に応じて、業務の区分ごとに本研究所担当者に設計図書等を提出するなどの中間報告をし、十分な打合せをすること。
- (エ) 業務に必要と判断した場合は、地質調査を行うこと。
- (オ) 設計図書等の表記方法については、本研究所担当者との協議すること。

(2) 設計図書

- (ア) 基本設計及び実施設計完了時には設計図書を本研究所に提出し、承諾を得ること。提出する設計図書は、工事施工及び工事費積算に支障のないものとし、詳細については本研究所担当者との協議すること。
- (イ) 提出する設計図書は下記による。
基本設計図面、実施設計図面、構造計算書、設備負荷計算書、打合せ議事録、工事費内訳明細書 等

施工に関する要求事項

(1) 住民対応

- (ア) 建設工事に先立ち、周辺住民に対する工事の説明を行うこと。
- (イ) 工事中は周辺その他からの苦情が発生しないよう注意するとともに、万一発生した苦情その他については、事業者を窓口として、工程に支障をきたさないように処理を行うこと。

(2) 安全対策

- (ア) 工事現場内の事故等災害の発生に十分留意するとともに、周辺地域へ災害が及ばないように、万全の対策を行うこと。
- (イ) 工事車両の通行については、あらかじめ周辺道路の状況を把握し、事前に道路管理者等と打合せを行い、運行速度や誘導員の配置、案内看板の設置や道路の清掃等、十分な配慮を行うこと。

(3) 環境対策

- (ア) 騒音・振動や悪臭・粉塵及び地盤沈下等、周辺環境に及ぼす影響について、十分な対策を行うこと。
- (イ) 周辺地域に万一上記悪影響を与えた場合は、苦情処理等事業者の責において処理すること。

(4) 既存環境の保護

- (ア) 隣接する物件や、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損をした場合の補修及び補償は、事業者の負担において行うこと。
- (イ) 工事に際しては、敷地内の法面や既存樹木の保護に努めること。
- (ウ) 工事により周辺地域に水枯れ等の被害が発生しないよう留意するとともに、万一発生した場合には、事業者の責において対応を行うこと。

(5) 施工管理

- (ア) 各種関係法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って工事を実施する。
- (イ) 本研究所は必要に応じて工事現場の確認を行うことができる。また、施工状況について説明を求められたときには速やかに回答すること。
- (ウ) 本研究所担当者に対し、定期的に工事施工管理状況の報告を行うこと。
- (エ) 工事完成時には、施工記録を整備し本研究所に提出すること。
- (オ) 研究所が別途発注する施工上密接に関連する工事や備品等の業務がある場合は、工程等の調整を十分に行い、工事全体について円滑な施工に努めること。

(6) 廃棄物の処理

- (ア) 工事から発生した廃棄物等については、法令等に定められた方法により適切に処理、処分すること。
- (イ) 工事により発生する廃材等について、その再生可能なものについては、積極的に再利用を図ること。

(7) その他

- (ア) 工事にあたっては、京都大学農学部附属演習林の管理者と十分に協議を行い、研究樹木や既存樹木の保護に努めること。
- (イ) 工事に際しては、演習林の業務に支障を与えないよう配慮するとともに、演習林の管理する土地を使用する場合は、管理者と十分に協議を行うこと。
- (ウ) 工程については、無理のない堅実な工事計画とし、要求される性能が確実に実施されるよう管理すること。

・維持管理業務に関する要求水準

1．目的

事業者は、施設運用開始から事業期間終了までの間、本施設全体に関わる品質・品格を保持し、快適・便利・柔軟かつ効率的な運用が可能な環境を提供し、劣化に伴う機能低下を防止して施設の安全性・機密性を確保し、施設の信頼性を高め、資産の効果的な活用を図るため、施設の維持管理業務を行う。

2．一般事項

事業者の業務範囲

- (1) 建物保守管理業務
- (2) 設備保守管理業務
- (3) 清掃業務
- (4) 植栽・外構維持管理業務
- (5) 警備業務
- (6) 廃棄物処理業務

業務実施の考え方

業務の実施に当たっては、前項で定める業務について、事業期間を通じて次のことに考慮した維持管理業務計画書（以下「計画書」という。）を作成し、実施する。

- (1) 維持管理は、予防保全を基本とすること。
- (2) 施設環境を良好に保ち、施設利用者の健康被害を防止すること。
- (3) 建築物（付帯設備を含む）が有する性能を保つこと。
- (4) 劣化等による危険・障害の未然防止に努めること。
- (5) 省資源、省エネルギーに努めること。
- (6) ライフサイクルコストの削減に努めること。
- (7) 建築等の財産価値の確保を図ること。
- (8) 環境負荷を低減し、環境汚染等の発生防止に努めること。
- (9) 故障等によるサービスの中断に係る対応を定め、回復に努めること。
- (10) (1)～(9)の項目について、事業期間中の工程を定め、実施すること。

点検及び故障等への対応

点検及び故障等への対応は、計画書に従って速やかに実施すること。

非常時の対応

- (1) 事故・火災等への対応についてあらかじめ本研究所と協議し、防災計画を策定する。
- (2) 事故・火災等が発生した場合は、直ちに被害拡大の防止に必要な措置を取るとともに、施設管理担当者及び関係機関に通報する。

災害時等の対応

本施設内において災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、直ちに、初期措置を講じ、施設管理担当者及び関係機関に通報する。

法令等の遵守

必要な関連法令、技術基準等を充足した計画書を作成し、それに基づき業務を実施する。また、法令等により資格を必要とする業務の場合には、各有資格者を選任する。

費用の負担

業務に要する費用は、事業者の負担とする。

用語の定義

(1) 点検

建築物等の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べること。機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じ対応措置を判断することを含む。

(2) 保守

建築物等の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗部品又は材料の取替え、注油、汚れ等の除去、部品の調整等の作業をいう。

(3) 運転・監視

設備機器を稼働させ、その状況を監視すること及び制御すること。

(4) 清掃

汚れを除去し、又は汚れを予防することにより仕上材を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。

(5) 修繕

建築物等の劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を、原状又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。

(6) 施設管理担当者

総合地球環境学研究所に施設管理担当者を置く。

3. 建物保守管理業務

建物保守管理業務の対象

本施設のうち、建物に関する部分を対象とする。

業務の実施

(1) 一般事項で定めた計画書に加え、毎事業年度の開始前に、建物保守管理業務年間計画書を作成し、実施する。

(2) 修繕等が必要と思われる場合は、迅速に調査・診断を行い、事業者の責任範囲であれば至急修繕を実施する。また、責任範囲が明確でない場合は、本研究所とその責任と負担を

協議の上、修繕等を実施する。

(3) 実施業務の結果を記録する。

要求水準

事業契約書及び実施設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つこと。

(1) 屋根

- ・漏水がないこと。
- ・ルーフトレン、樋等が詰まっていないこと。
- ・金属部分が錆び、腐食していないこと。
- ・仕上げ材の割れ、浮きがないこと。

(2) 外壁

- ・漏水がないこと。
- ・仕上げ材の浮き、剥落、ひび割れ、チョーキング、エフロレッセンスの流出がないこと。

(3) 地下ピット

- ・地下ピットの防水性が維持されること。

(4) 建具（内・外部）

- ・可動部がスムーズに動くこと。
- ・定められた水密性、気密性及び耐風圧性が保たれること。
- ・ガラスが破損、ひび割れしていないこと。
- ・自動扉及び電動シャッターが正常に作動すること。
- ・開閉・施錠装置が正常に作動すること。
- ・金属部分が錆び、腐食していないこと。
- ・変形、損傷がないこと。

(5) 天井・内装

- ・ボード類のたわみ、割れ、外れがないこと。
- ・仕上げ材のはがれ、破れ、ひび割れがないこと。
- ・塗装面のひび割れ、浮き、チョーキングがないこと。
- ・気密性を要する部屋において、性能が保たれていること。
- ・漏水、かびの発生がないこと。

(6) 床

- ・ひび割れ、浮き又は摩耗及びはがれ等がないこと。
- ・防水性能を有する部屋において、漏水がないこと。
- ・歩行及び試験・研究業務に支障がないこと。

(7) 階段

- ・通行に支障をきたさないこと。

(8) 手すり

- ・ぐらつき等機能に問題がないこと。

4 . 設備保守管理業務

設備保守管理業務の対象

本件事業による建物を機能させるために設置された各種設備を対象とする。

業務の実施

- (1) 総則で定めた計画書に加え、毎事業年度の開始前に、次の項目を含む設備保守管理業務年間計画書を作成し、実施する。
 - ・ 運転監視業務
 - ・ 日常巡視点検業務
 - ・ 定期点検・測定・整備業務
- (2) 修繕等が必要と思われる場合は、迅速に調査・診断を行い、事業者の責任範囲であれば至急修繕を実施する。また、責任範囲が明確でない場合は、本研究社とその責任と負担を協議の上、修繕等を実施する。

要求水準

事業契約書及び実施設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つこと。

設備管理記録の作成及び保管

設備の運転・点検整備等の記録として、運転日誌、点検記録及び整備・事故記録等を作成する。運転日誌及び点検記録は、3年以上、整備・事故記録等は、事業期間中保管する。

- (1) 運転日誌
 - ・ 電力供給日誌
 - ・ 熱源機器運転日誌
 - ・ 空調設備運転日誌
 - ・ 温湿度記録日誌
- (2) 点検記録
 - ・ 電気設備点検表（通信設備を含む）
 - ・ 空調設備点検表
 - ・ 給排水、衛生設備点検表
 - ・ 残留塩素測定記録
 - ・ 貯水槽点検記録
 - ・ 飲料水水質検査記録
 - ・ 空気環境測定記録
 - ・ 実験排水柵PH測定記録
 - ・ 防災設備点検記録
 - ・ 各種水槽清掃実施記録
 - ・ その他提案により設置される各種設備の点検・測定記録
- (3) 補修・事故記録
 - ・ 定期点検整備記録
 - ・ 補修記録
 - ・ 事故・故障記録

異常時の報告

運転監視及び定期点検等により、異常が発見された場合には、速やかに施設管理担当者に報告する。

5. 清掃業務

清掃業務の対象

- (1) ~ に示す日常清掃、定期清掃及び外構清掃の項目において指定された範囲とする。
ただし、電気が通電され、又は運転中の機器が近くにある等清掃に危険が伴う部分については施設管理担当者と協議すること。
- (2) 備品、什器等（椅子等軽微なものを除く）の移動は行わない。

業務の実施

- (1) 一般事項で定めた計画書に加え、毎事業年度の開始前に、次の項目を含む清掃業務年間計画書を作成し、実施する。
 - ・ 日常清掃業務
 - ・ 定期清掃業務

要求水準

目に見える埃、シミ、汚れがない状態を維持し、見た目に心地良く、衛生的でなければならない。清掃は、できる限り利用者の妨げにならないように実施する。個別箇所毎に日常清掃及び定期清掃を組み合わせ、業務を実施すること。

日常清掃

- (1) 床
 - ・ 床仕上げに応じた適切な方法により埃、ごみのないようにする。
- (2) ごみ箱、汚物容器、厨芥入れ等
 - ・ 始業前までには内容物がすべて空の状態になっており、汚れが付着していない状態にする。
- (3) トイレ、更衣室、シャワー室（洗面台、鏡、衛生陶器を含む）
 - ・ 衛生陶器類は適切な方法により見た目に清潔な状況に保つ。
 - ・ トイレットペーパー、消毒用品等は常に補充されている状態にする。
 - ・ 間仕切りは落書き、破損がない状態に保つ。
 - ・ 洗面台は常に水垢の付着や汚れがない状態に保つ。
 - ・ 鏡はシミ、汚れがついていない状態に保つ。
- (4) その他の内部付帯施設（流し台、湯沸かし等）
 - ・ 清潔な状態に保つ。
- (5) 宿泊室
 - ・ 宿泊者退去後毎、直ちに室内清掃、整頓、備品交換補充、ベッドメイキング等を行い、

次の宿泊者が快適に利用できる状態に保つ。

- ・備品（シーツ、枕カバー、タオル、コップ、ポット、スリッパ等）についても、清潔な状態に保つ。

定期清掃

(1) 床

- ・埃、シミ、汚れがない状態に保つ（繊維床を除く）。
- ・繊維床の場合は、埃、汚れがない状態に保つ。

(2) 壁・天井

- ・表面全体を埃、シミ、汚れのない状態に保つ。

(3) バルコニー（計画がある場合）

- ・土等汚れがない状態に保つ。

(4) 照明器具、時計、換気口

- ・埃、汚れを落とし、適正に機能する状態に保つ。

(5) 窓枠、窓ガラス

- ・汚れがない状態に保つ。

(6) 金属部分、手すり、扉、扉溝、スイッチ類

- ・埃、汚れがない状態に保つ。

(7) ネズミ・害虫駆除

- ・ネズミ・害虫等を駆除する。殺鼠剤等の使用に当たっては、あらかじめ施設管理担当者
と協議すること。

外構清掃

(1) 外構清掃の対象

- ・建物周囲（玄関周り、犬走り等）
- ・敷地内舗装面
- ・側溝、排水管、污水管、雨水桝、水路
- ・門扉、敷地内案内板等
- ・敷地境界周辺の土地（道路脇等）
- ・ごみ置き場

(2) 外構清掃の内容

- ・敷地内のごみ等が近隣に飛散して迷惑を及ぼすことを防止する。
- ・屋外排水設備（敷地内の側溝、排水桝等）の水流をごみ、落ち葉等で阻害しない。
- ・日常清掃は、ごみ置き場、玄関周りについて行う。（水洗い、除塵等）
- ・門扉、敷地内案内板等は、汚れが見苦しくなく、開閉がスムーズで表示が見やすい状態に保つ。

清掃用具・資機材等の負担

清掃用器具、洗剤などの資機材は、すべて事業者の負担とする。

資機材等の保管

資機材及び衛生消耗品は、計画書に示された場所に整理し、保管する。

ごみの収集・集積

- ・ごみは、所定の場所に収集し、集積する。（廃薬品等は除く）
- ・分別方法は、京都市の指定する方法に従う。

用語の定義

(1) 清掃

汚れを除去すること、汚れを予防することにより仕上げ材を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。

(2) 日常清掃

日単位等の短い周期で行う清掃業務をいう。

(3) 定期清掃

週単位、月単位及び年単位の長い周期で行う清掃業務をいう。

(4) 資機材

資機材とは、次のような資材及び機材をいう。

- ・資材：洗浄用洗剤、樹脂床維持剤、パッド、タオル等
- ・機材：自在箒、フロアダスタ、真空掃除機、床磨き機等

(5) 衛生消耗品 トイレtp>ーパー、水石鹼等をいう。

6 . 植栽・外構維持管理業務

植栽・外構維持管理業務の対象

(1) 植栽

- ・研究用樹木を除く敷地内の植栽全般

(2) 外構

・施設

ごみ置き場、駐車場ライン、門扉、囲障、擁壁等コンクリート構造物、案内板、外灯等

・敷地地盤

構内道路、駐車場、多目的運動施設等の舗装面

・地中設備

埋設配管、暗渠及び排水柵等

業務の実施

- (1) 一般事項で定めた計画書に加え、毎事業年度の開始前に、植栽・外構維持管理業務年間計画書を作成し、実施する。
- (2) 修繕等が必要と思われる場合は、迅速に調査・診断を行い、事業者の責任範囲であれば至急修繕を実施する。また、責任範囲が明確でない場合は、本研究所とその責任と負担を

協議の上、修繕等を実施する。

(3) 実施業務の結果を記録する。

要求水準

(1) 植栽

- ・ 植栽を良好な状態に保ち、かん水を行い、害虫や病気から防御する。
- ・ 繁茂しすぎないように適宜剪定、刈込みを行う。
- ・ 風等により倒木しないように管理を行うとともに、万一枝等が散乱した場合の適切な処理を行う。
- ・ 施肥、除草等を計画的に行う。

(2) 外構

- ・ 各施設、設備とも本来の機能を発揮できる状態に保つこと。

薬剤散布、施肥の際の協議

薬剤散布又は化学肥料の使用に当たっては、あらかじめ、施設管理担当者と協議すること。

7. 警備業務

警備業務の対象

敷地内の建築物を含むすべての財産の保全及び出入者への対応等。

業務の実施

- (1) 一般事項で定めた計画書に加え、毎事業年度の開始前に、業務年間計画書を作成し、実施する。
- (2) 実施業務の結果を記録する。

要求水準

- (1) 24 時間、365日警備を行う。
- (2) 警備担当人員は1人（1ポスト）以上とする。ただし、機械警備を併用してもよい。

業務内容

警備担当員は、基本的に警備員室に詰めるものとし、以下の業務を行う。

(1) 窓口業務

- ・ 出入管理を行うこと。
- ・ 外来者への来訪者の受付を行うこと。
- ・ 不審者の侵入を防止すること。
- ・ 收受した文書、物品等は厳重に保管し引き継ぐこと。
- ・ 鍵の收受及び保管を行い、記録簿に記録すること。
- ・ 拾得物、遺失物を保管し、記録すること。

(2) 巡回業務

- ・定期的に巡回を行い安全を確認すること。
- ・不法侵入者を発見した場合は、警察への通報等適切な処置をとること。
- ・火災、盗難の早期発見と予防に努めること。
- ・巡回中に不審物を発見した場合には、警察への通報等適切な処置をとること。

(3) 緊急事態への対応

- ・火災が発生したときは、在館者を安全な場所まで誘導するとともに、消火器等を使用し消防車が到着するまで初期消火にあたること。
- ・警報表示装置が発報した場合には、現場に急行し、応急措置を行うこと。
- ・その他緊急の事態が発生したときは、現場に急行し、応急措置を行うこと。
- ・火災等の緊急の事態が発生したときは、直ちに施設管理担当者及び関係機関に連絡・通報すること。
- ・地震や風水害による災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、直ちに初期措置を取ること。

8. 廃棄物処理業務

廃棄物処理業務の対象

敷地内の建築物等から発生する全ての廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物）の適正な分別、保管、収集、運搬、処理（再生を含む）等（ただし中間処理・最終処分は市町村ないし一般廃棄物処理業者に委託するものとし、処理施設を設置するものではない）

業務の実施

- (1) 一般事項で定めた内容に基づき、収集運搬等に関する業務計画書を作成し実施する。
- (2) 実施業務の結果を記録する。

要求水準

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定めるところにより、地方公共団体の許可を受けた専門の業者により実施されるものとする。
- (2) 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に従い、自治体の指針等に協力しつつ業務を遂行すること。
- (3) 業務に伴う敷地及び建物内の経路等の環境を、常に清潔に保つよう努力すること。
- (4) 廃棄物の再生利用が可能なものについては、積極的に取り組むこと。

業務内容

- (1) 一般的に発生するごみについては、構内に設置されたごみ置き場に集積されたものを、適正な方法で収集運搬し、処理を行う。
- (2) 本件事業により発生する実験・分析系の廃棄物については、建物内の廃棄物保管庫（面積約100 m²）に一時保管し、収集、運搬及び処分を適正に行うものとする。

実験・分析系の廃棄物の種類及び量についての参考資料を【別表4】に示す。

【別表4】主な実験・分析系廃棄物の種類と量（参考）

種類	物質名	年間発生量	備考	
1. 無機廃液	酸（塩酸、硝酸、硫酸等）	-	PH調整・希釈により自己処理	
	アルカリ（水酸化ナトリウム、水酸化カリウム、水酸化アンモニウム等）	-	同上	
	水銀溶液	100 ㍺		
	カドミウム	} 100 ㍺	4種類のトータル数量	
	クロム			
	ヒ素			
	シアン			
	含リン酸溶液	100 ㍺		
金属（Cu, Fe, Mn, Pb等）	200 ㍺			
2. 有機廃液	ホルマリン溶液	} 400 ㍺	2種類のトータル数量	
	グルタルアルデヒド溶液			
3. 有機溶媒	アセトン	} 200 ㍺	5種類のトータル数量	
	クロロホルム			
	メタノール			
	トルエン			
	ジオキサン			
4. 廃試薬等	固形	銅、カドミウム、コバルト、銀粒等	100 kg	
		ガラス類	100 kg	
		生物系廃棄物（手袋等）	100 ㍺	容器に入れた場合の目安
		廃試薬ビン	500 本	5～500cc容器
	廃試料は特になし			

注）表記の種類・量は、研究の進展に伴い変更する可能性もあるため、変更後の対応は、別途協定書に定める

別添資料

【資料1】事業計画地位置図、敷地図

本施設の計画場所を示した位置図及び敷地図を提供する。

【資料2】地盤調査資料

設計の参考資料として、事前に行った地盤調査報告書から抜粋したものを提供する。事業者は、本件施設の建設のために更に地質調査が必要な場合は、事業契約締結後、事業者の判断により実施するものとする。